

岩手県告示第300号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人盛岡ボードゲームクラブ
 - (2) 代表者の氏名 遠山あゆ子
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
- 3 定款に記載された目的 この法人は、人類の深い歴史と文化に育まれたボードゲームを普及・振興する事業、国内外の優れたボードゲームを研究、紹介する事業を行い、年齢、性別、文化や生活習慣など、一切の枠をこえて人々がふれあう場を創出し、人々が互いに慈しみあう平和な社会づくりに寄与することを目的とする。